

議員の派遣について

平成18年10月13日

地方自治法第100条第12項及び大阪市会会議規則第91条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

1. 大阪・ミラノ姉妹都市提携25周年記念大阪市会代表团

(1) 派遣目的

大阪・ミラノ姉妹都市提携25周年記念行事への出席及び交流事業の実施並びにミラノ市議会親善訪問及び同市議会における議会運営、議員活動の調査、ミラノ市における経済施策、都市再開発等諸施策の都市行政調査

(2) 派遣場所

ミラノ市

(3) 派遣期間

平成18年10月24日から平成18年10月29日まで

(4) 派遣議員

坂井 良和

荒木 幹男

高橋 諄司

広岡 一光

待場 康生

2. 市会副議長海外出張

(1) 派遣目的

姉妹都市メルボルン市及び同市議会親善訪問並びに議会運営、議員活動の調査及び行政改革、都市再開発、福祉施策、教育施策等の都市行政調査

(2) 派遣場所

メルボルン市

(3) 派遣期間

平成18年10月29日から平成18年11月4日まで

(4) 派遣議員

高田 雄七郎